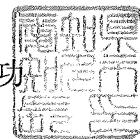


24 知多市

2009年9月24日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

知多市長 加藤 功



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての 請願・陳情に関する回答について

平成21年8月19日付け、「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情に関する訪問と文書回答・アンケートのお願い」で依頼がありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。

《回答》

今般の臨時交付金は、一連の緊急経済対策の一環として時限的なものと理解しています。今後、本格化する地方分権の議論の中で、実質的な権限と財源の移譲を求めていきます。

また、臨時交付金交付後における独自の継続実施は、現在の経済情勢、財政状況から極めて厳しいものと考えています。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

《回答》

今のところ導入の予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ③ 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

《回答》

10月からの見直しに伴い、認定調査時において、調査員が本人、家族からより細かく内容を聞き取り、認定の判定に反映できるよう研修会を通じレベルアップすることに努めます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

《回答》

福祉課、知多包括支援センター及び居宅介護支援事業所に知多北部広域連合の「介護保険利用ガイド（みんなでんしん介護保険）」を配布しています。窓口等で介護保険についてのご相談の際には、利用ガイドを用いて説明した後に差し上げております。なお、保険料の説明を中心とした介護保険制度のパンフレットについては、65歳以上の方に送付しております。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

《回答》

8月24日厚生労働省主催による説明会が行われ、知多北部広域連合管内の介護保険事業所が多数参加されました。また、認定審査会委員、地域包括支援センター等に改正についての資料を提供しております。

- ④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。

低所得者への助成制度として、知多北部広域連合独自の保険料及び利用料の減免制度があります。

医療依存度の高い方の入所の確保に関する助成制度に関しては、自治体レベルで行うものではなく、国が抜本的に施設基準や介護報酬の改定を行うことにより対処すべき問題と考えます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

第4期介護保険事業計画の施行に伴い、国により介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者から処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、知多北部広域連合におきましても、毎年度介護支援専門員等の研修を実施しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

現在市が実施する食事サービスは、ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定を受けている方を含む高齢者世帯を対象に、食事づくりや買い物が困難であることを条件に実施しております。配食日はアセスメントを実施し、本人の希望とあわせて、介護保険サービスの利用などによる調整を行った上で決定しています。配食は夕食のみとなっておりますが、配食時に弁当を手渡しすることで安否確認を行い、見守りの機能も果たしています。

なお、高齢者を対象としたふれあい式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市補助金（地域福祉振興事業補助金）を交付しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

外出支援に関しては、福祉タクシー料金助成制度により、75歳以上の高齢者を対象にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券（年間18枚以内）を交付しております。また、その受給者に発行している「証明書」、後期高齢者医療の保険証、又は住民基本台帳カードを提示することにより、市のコミュニティ交通「あいあいバス」を無料で利用できます。

さらに、要介護認定3以上で、ねたきり又は常時車椅子を必要とする方に対しては、リフト付タクシーの乗車料金（1時間又は20kmの乗車料金の8割相当額を上限）の助成利用券（年間24枚以内）を交付しております。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しております。（現在6団体が交付を受けています。）

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

知多北部広域連合構成市町である東海市、知多市、大府市及び東浦町の3市1町では、共通の基準を設定し、障害者控除認定書を発行しております。

本年度（平成21年分収入にかかる確定申告分）から、要介護1以上の認定を受けた方に対し、普通障害者控除の認定書の発行をいたします。

なお、特別障害者控除の認定書発行は従前どおり実施いたします。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

要介護認定を受けた方すべてに対し、障害者控除対象者認定書について周知し、該当する場合発行申請するよう勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

《回答》

国、県の動向を踏まえて検討していきます。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

《回答》

国、県の動向を踏まえて、となりますが、現在のところ、考えておりません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施していきます。（該当者なし）

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

今後検討していきます。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

《回答》

このワクチンは任意接種で副作用もあるといわれており、原則一生に一度しか接種が認めておらず、その効果も通常5年から8年といわれています。このことから安全性と効果期間に問題があると考えています。又、健康被害の救済も市が独自に救済しなくてはならなくなることから、現時点では公費助成については考えておりません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

20年4月診療分から愛知県の補助対象の拡大に併せ、通院は小学校卒業までに、入院については中学校卒業までに拡大したところです。中学校卒業までの現物給付は考えていません。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

《回答》

妊婦の健康診査につきましては、今年度から産前は14回無料で実施し、産後はすでに1回、無料で受診できるよう助成しています。

超音波検査につきましては、検討してまいります。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

《回答》

ヒブワクチンの予防接種は法に定められた予防接種ではなく、副作用等の健康被害が生じた場合には、市が独自に救済しなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えていますので、現時点では考えておりません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

《回答》

知多市では、就学援助制度の主旨に鑑み、対象を生活保護基準額の1.0倍までの所得の世帯としております。

申請受付については、学校及び市学校教育課窓口で受け付けております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

国保事業は目的税である国保税と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を行う一般会計から独立したもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を上げないための安易な繰入は考えておりません。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

就学前の子どもについて、均等割の対象としないということは、現在考えておりません。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

本市におきましては、現在、2件の資格証明書を発行しております。負担能力があるにもかかわらず国保税を支払わない悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないものと考えています。

短期保険証については、3か年度以上の国保税を滞納している場合や、年税額の2分の1以上の滞納額が複数年ある場合に、納税相談を受けていただくために、6か月更新の保険証を発行しています。なお、分納誓約書を提出した世帯又は分納を申し出た世帯のうち、定期的に納付が履行され、今後も納付計画にしたがって納付されると見込まれる世帯で必要と認める場合は、通常の被保険者証を交付することとしております。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

《回答》

分納誓約書を提出した世帯または分納を申し出た世帯のうち、定期的に納付が履行され、今後も納付計画にしたがって納付されると見込まれる世帯には正規の保険証を交付できることとしております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

保険料(税)を払いきれない納税者については、納税相談を通じて実態調査を行い、分割納付の指導を行っています。納税者の生活実態を無視した徴収等は行っていません。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

《回答》

一部負担金の減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。なお、一部負担金の減免制度の周知につきましては、広報等により実施しております。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

《回答》

障害福祉サービス、補装具費、施設での食費などの利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、県とともに自己負担額を全額助成しています。

- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

《回答》

地域生活支援事業のうち移動支援、日常生活用具の利用者負担につきましては、障害福祉サービスと同様に1割負担を基本として考えておりますが、地域活動支援センターにつきましては利用料は無料としています。今後につきましては近隣自治体の対応等を見守りながら検討してまいりたいと考えています。

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

《回答》

ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助につきましては、近隣自治体の対応等を見守りながら調査・研究してまいりたいと考えています。運営費につきましては、小規模なグループホーム、ケアホーム運営事業者に対し、県とともに利用者1人1日当たり400円又は700円を助成しています。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》

特定健診、歯周疾患検診は無料で実施しています。

がん検診は胃がん、子宮けいがん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診において、自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。

個別医療機関委託につきましては、今後の検討課題と捉えています。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

《回答》

若年健康診査として、20歳から39歳までを対象に実施しており、受益者負担の原則から自己負担をいただいており、無料にすることは考えておりません。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

《回答》

歯周疾患検診は無料で、40・50・60・70歳の節目に実施しております。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

《回答》

生活保護申請者に対し、申請権の侵害はいたしておりません。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

《回答》

現行の体制で支障はきたしておりません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

《回答》

今後検討していきます。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

《回答》

後期高齢者医療制度の廃止について、意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

《回答》

今後要望していきます。

- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額してください。妊娠婦健診の補助金を拡充してください。

《回答》

今後要望していきます。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

《回答》

消費税と併せて課税される地方消費税は、地方自治体にとって安定性のある貴重な財源であり、意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

《回答》

今後要望していきます。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

今後検討してまいります。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

今後要望してまいります。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

《回答》

今後検討していきます。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

《回答》

今後要望してまいります。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

《回答》

要望しております。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

《回答》

今後要望してまいります。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

《回答》

要望しております。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

《回答》

今後要望していきます。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

《回答》

保険料の法定軽減が実施されており、保険料の軽減は図られていると考えていますが、引き続き要望してまいります。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をすることではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施することとの指導を受けていますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

《回答》

今後検討してまいります。

以上